

第 61 回九大祭来場者の皆様
第 61 回九大祭企画団体の皆様

平成 20 年 10 月 20 日
記録：第 61 回九大祭実行委員会

酒類販売禁止に係る討論会議事録

月 日 2008 年 10 月 20 日
場 所 六本松地区本館 25 番教室
出席者 討論会の発議を行った企画団体
酒類販売に対して意見を持つテント企画団体
実行委員会（司会・進行）

発議者より（序） 第 61 回九大祭でも引き続き飲酒を希望する。今まで事故は無く、学生専門委員会が方針を急に変更したことに違和感を覚える。酒類販売は九大祭の自慢・伝統であり、販売を維持したい。酒類販売の利点 テンションが上がり、楽しさが広がる。年配の方・OBOG の方は飲酒を楽しみにしており、九大祭の大きな特徴である。九大祭は芸能人を招致できないので、盛り上がり要因の代替となる。酒類販売の欠点 未成年者の飲酒・悪酔い・急性アルコール中毒・飲酒運転等を完全に防止できるものではない。事件事故が発生した場合、責任問題となるのは必至。

解禁されたときの利点 飲酒に対する意識改革やリスクの再認識を通して学生が成長し、九大の評価が上がると共に九大祭の伝統を保持できる。

第 60 回九大祭までの飲酒対策 対策を講じても順守せず（企画者側にも責任あり）主体性に欠け、ルールに曖昧な部分が多かった。飲酒手形は誓約書制にすると共に企画者に責任を負わせるべきであった。手形は拾得すれば誰でも使用できた。

酒類販売における新ルール案 身分証の提示により酒類購入券を提供する、警備を増員すると共に指示を順守する、誓約書の記入を求める。

大学側が酒類販売禁止にする理由 事件事故が発生した場合、大学側の責任が問われるのは必至。

警備の増強 警備は楽しい雰囲気妨害となり、誓約書で代替できる一方、誓約書の順守のために必要。しかし、警備の権力が課題。

実行委員会の責任 実行委員も学生であり、中立な立場である以上、責任は負えない。

発議者より（終） 解禁の場合、全員がルールを順守する雰囲気を作ることが理想。誓約書が抑止力や意識改革へ繋がり、罰則を設ける際は自らが作成し、厳しい罰則を科すことを希望する。今後、大学側との協議を行う。